

【現行指針における利用国措置等に係る課題・論点整理】

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
ABS指針による報告制度(利用国措置)について	【論点1】 ABS指針による利用者への負担や研究開発への影響は生じているか。	日本での名古屋議定書締結及びABS指針施行以後、近年における海外遺伝資源の取得・利用の増加又は減少等の影響は指摘されていない。(大学/ヒアリング)	-		特に負担や影響は生じていない。
	ABS指針による報告経験者からは、手続等による負担はなく受容できるとの反応。(大学/ヒアリング)	-			
	-	ABS指針自体は負担材料となっていないという意見に同意。(石田委員)			
	-	名古屋議定書締結及びABS指針施行後から海外からの遺伝資源入手はかなり慎重になった。具体的には契約書等では各法令を遵守したモノであることを明記するように心がけている。 今のところ実際のABS指針に準じた案件はないが、様式記載内容はシンプルなのでそれほど大きな負担ではないと思う。(小関委員)			
	-	国内における措置に関しては、特に新たな負担や影響は生じていないと思われる。(須藤委員)			
	-	われわれは、随時、利用者である学術分野の研究者の意見を聞いている。そのなかで、提供国のABS対応そのものが負担という意見は聞くものの、ABS指針自身を負担と感じている声や研究開発への悪い影響があったという意見は聞かない。むしろ、大学ABS窓口の方からはこんなゆるくて大丈夫なのかという意見を聞く。(鈴木委員)			
	-	大学として、また、ABSの支援を行ってきた経験から、ABS指針に従い、環境省に報告必要な事例は非常に少なく、負担にはなっていない。各国、アカデミアへの研究材料提供については、手続きが軽減されている傾向にあり、IRCCの取得までの手続きは不要としている場合が多い。よって、負担は少ない。(深見委員)			
	-	ヒアリング結果と同じく、影響はほとんど無いと考えられる。また、特段の手続等の負担も無いようである。(藤井委員)			
	-	野生生物の分類学・生態学などの基礎科学分野では、現在のABS指針による負担増や悪影響は出ていないと私は感じている。(村上委員)			
	-		利用国措置、提供国措置ともに、現時点で遺伝資源に関連して特段の問題が生じているとは考えていない。(田上委員)		
-		ABS指針による利用者への負担や研究開発への影響が生じているとの話は聞いたことがない。また、私自身もそのように認識している。ただし、これは、まだABS指針への対応が必要な事例があまり多くないためであり、このことによって、現時点で既にABS指針の妥当性が示されたわけではないと考えている。したがって、また何年後に改めて検証する必要があると思う。(井上委員)			今後の推移等については見ていく必要がある。
-		名古屋議定書発効後しばらくは海外からの導入遺伝資源の研究用途としての利用からスタートしており、今後、産業活用が拡大していく時代に入っていくと考える。今後の推移を見ていく必要がある。(川口委員)			

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
		—	<p>また、よくある例として、ABS指針の「指針」という言葉から、ABS指針記載の「IRCC取得を環境省に届ける」だけを守れば問題ないという理解をされる方が一定数いる。実際には遺伝資源を提供国から利用国である我が国に移転するためには、ABS指針の遵守、提供国法令に従ったPICの取得・MATを含む契約の締結、関連法規(ワシントン条約・植物防疫等)の対応が必要であり、われわれのセミナーなどではかならずこの点は強調している。</p> <p>しかしながら、ある研究者の認識が不足しており、日本に遺伝資源を、移転後に日本でABS指針に従った申請をすれば問題ない意識で、現地から無断に持ち帰ろうとして、連絡を受け慌てて中止にさせたこともあった。</p> <p>もちろん、ABS指針自体は、遺伝資源取得にあたり提供国の法令を遵守することは当然の前提として議論・作成されている。しかし、ABS指針本文にはその表記はないために、海外遺伝資源を我が国に移転を行う利用者が知識のない利用者が読んだ場合は、ABS指針記載の手続きのみ行えばいいと誤解しやすい状況です。</p> <p>それをすこしでも避ける案として、すでに、「指針の制定、P2」http://abs.env.go.jp/pdf_04/4-2.pdfに記載されている「なお、我が国以外の国において遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を取得する場合には、本指針の遵守とは別途、当該国の法令を遵守する必要がある旨留意されたい」の旨の文章の追加などをご検討いただきたい。(鈴木委員)</p>		<p>ABS指針に基づく環境大臣への報告を行えば、名古屋議定書を遵守しているという認識の者がいる。</p> <p>施行通知に記載されている「なお、我が国以外の国において遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を取得する場合には、本指針の遵守とは別途、当該国の法令を遵守する必要がある旨留意されたい」の旨の文章の追加などを検討いただきたい。</p>
		—	<p>逆に、ABS指針の発出で、NBRP事業等で利益配分について強く指導した傾向にあり、各大学が海外遺伝資源の利用に際し、過剰な利益配分などを契約に盛り込んだりする事例も多く、正しく海外遺伝資源の利用についての考え方を指導すべきと感じている。通常のMTA(MAT)で十分な場合が多いこともあり、特にそのようなことを感じる場面が多い。(深見委員)</p>		<p>学術分野においては通常のMTAの締結で十分な場合が多い。逆に過剰な利益配分を契約に盛り込むことにならないよう、海外遺伝資源の利用の考え方を正しく指導すべき。</p>

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点	
	<p>【論点2-1】 名古屋議定書の国内措置(利用国措置)として有効に機能しているか。</p> <p>⇒ABSCHにおいて確認することができる日本人に対するIRCC発給数14件(そもそもABS-CHでは日本人に対する発給数の全てを捕捉しきれない)に対し、ABS指針に基づく様式1による報告が4件と報告件数に乖離がある。</p>	<p>義務的報告対象がABSCHでIRCCが発行されたものに限定されている点について、提供国(途上国)側に議定書に即した対応を促す側面もあることとのバランスを考慮しつつも、提供国側による公表に関わらず報告対象とすることも検討する必要がある。(有識者/ヒアリング)</p>	-		<p>義務的報告対象の範囲を現行から広げるか検討が必要。</p>	
		-	<p>有識者からの意見にもあるように、義務的報告対象以外についても報告対象とすることの検討は必要だと考えます。なお、その際には、利用者(研究者)の負担にも考慮しないといけないとは考えます。(犬塚委員)</p>			
		<p>現状は、提供国側がしっかりした措置をとっていれば、日本も然るべく措置するが、提供国がABSクリアリング・ハウスに情報を登録していないなど、しっかりした措置が取られていなければ、利用国側も相応の措置しかないということになっている。見直すとすれば、相手国側の提供国措置が不十分であっても、利用国側としてどこまで追加的に措置対象としていくかを検討することとなる(propionateの解釈の見直し)。(有識者/ヒアリング)</p>	-		<p>提供国におけるABS対応の充実が必要。日本のABS指針は提供国側との関係において筋が通っている。</p>	
		-	<p>有識者の意見の2番目に同意します。提供国では、国内法が明確でない場合が多く、実際の研究者でも理解がまったく出来ていないこともあり、加えて、MTAやMATとはなに？というレベルの場合も多いので、提供国でしっかりとした対応を求めたい。弊学で使用するMTA案は、提供国の手続きは提供者が責任もって対応し、受領者は責任は負わないとしている。有る意味、NGO等のネガティブキャンペーンに対する対抗措置でもある。従って、日本のABS指針は筋が通っていると思われれます。(深見委員)</p>			
		-	<p>アカデミックでは、ABS指針の遵守とABSの実践は乖離している。現実では学術研究/ABS指針対象外であっても自己防衛のためにABSを検討する必要がある。これらABS指針の対象ではない対応については、政府への報告等でなく、業界ごとに情報共有をすすめるのが良いと思う。(石田委員)</p>		<p>ABS指針の対象範囲外におけるABS対応は、政府への報告等ではなく、業界ごとに情報共有を進めるのが良い。</p>	
		-	<p>すでに国内に移転された海外遺伝資源については、ABS指針の利用国措置の対象とならない。このことにより違法に取得された遺伝資源が、国内で違法起原と理解されずに流通されかねない状況には疑問を感じる。これがEU regulationとABS指針の最大の相違点と思われる。何らかの改善が必要ではないか。(石田委員)</p>			<p>既に国内に移転された海外遺伝資源はABS指針の対象外。過去に違法に取得されたものの場合に、それが(海外法令に)違法であるという事実が明確にならない。何らかの改善が必要ではないか。</p>
		-	<p>議定書上の我が国の義務は、チェックポイントコミュニケを通じて果たされていると考える。(須藤委員)</p>			<p>現行のままで問題無い。</p>
		-	<p>制度上の課題は、特に無いと考える。(藤井委員)</p>			
-	<p>少なくとも当面は、義務的報告対象はIRCCが発行されたものに限定したままで良いと考える。(村上委員)</p>					

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
		—	まだABS指針への対応が必要な事例があまり多くなく、ABS指針の名古屋議定書の国内措置(利用国措置)としての有効性については、また何年か後に改めて検証する必要があると思う。(井上委員)		現在は事例が少ないので、今後改めて検証する必要がある。
		—	現状での比率を議論するのは時期的に少し早い気がする。IRCC発給件数が増加し母数が大きくなった段階で、この議論を深めてはどうか。IRCC発給を受けたがABS指針に基づく報告をしていないケースが同定できれば、その理由についてヒアリングできれば参考になると思う。(川口委員)		
		—	有効に機能していると考え。しかしながら、それを結論づけるにはあまりにもこの時点で施行からの年数が短すぎる。そのため今後5年毎のモニタリング、検討会などが必要と考える。(鈴木委員)		
		—		日本の指針に基づく利用国措置の運用の実態を国際的にも発信の上、海外からの評価について継続的にフォローし、必要なレビューを加えていく、という対応が重要だと思う。(渡邊委員)	
		—		日本の国内措置を海外の業界団体等でレビューした際、世界中で最もユーザーフレンドリーな制度だという評価をいただいている。(藤井委員)	
		—	また、日本のABS指針はソフトすぎるという指摘をいくつかの先進国機関、途上国のABS関係者からいただいている。現行のABS指針を特に大きく変更する必要はないが、諸外国からの指摘は今後増えると思う、それに備える理論との明確化とエビデンスの用意が必要である。(鈴木委員)		現行のABS指針が適切であることの諸外国への説明に備えておく必要がある。
		—		日本の措置は、決して名古屋議定書に書かれていることを満足していない措置ではなく、必要最小限のことを十分満足している措置だと思う。外部からのそれぞれの立場によった評価によって日本の措置を考えるのではなく、あくまでも名古屋議定書の規定に基づいて考えるべき。(井上委員)	国内措置は外部の様々な立場の評価に左右されず名古屋議定書の規定に基づいて評価すべき。
		—	「日本人に対するIRCC発給数」と「様式1による報告件数」の乖離は、「取得者」から「輸入者」への遺伝資源の移転等によっても生じ、この「取得者」から「輸入者」への遺伝資源の移転、また「輸入者」からの報告は任意であることは、ABS指針の規定に従ったものである。このため、乖離は、ABS指針が有効に(制定時の元々の狙い通りに)機能していても生じるものであり、「乖離」=「有効に機能していない」ではない点に注意すべきである。(井上委員)		「乖離」=「有効に機能していない」ではない点に留意すべき。
		—	乖離は、IRCCが発給されたものの、新型コロナウイルスの影響で実際には遺伝資源の取得がまだなされていなかった影響もあるのではないだろうか。(村上委員)		
		—	ABS指針に基づく報告を推奨するのであれば、何かしらのインセンティブ(例えば研究開発費の補助)があると報告数が増えるのではないか。(小関委員)		報告数を増やしたい場合は何らかのインセンティブがあると良いだろう。

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
	【論点2-2】 ・ABS指針による報告件数が本来想定される母数に比して少ない要因は何か。 ・報告件数が本来想定される母数に比して少ないことに伴う問題はありますか。仮に問題があるとすれば、両者の乖離を縮減するために必要な対応はあるか。 ⇒報告件数が少ない要因の可能性 ・「ABS指針」の報告対象が限定的であることから、報告対象に該当していない(現行指針上問題ない)。 ・国ごとの提供国措置やPIC発給プロセスの態様や、遺伝資源の取得・持ち込み経路の態様が多様で、報告対象となるかどうかでグレーゾーンや、解釈の相違、誤認が生じている。 ・行政措置で罰則がないことから、法律上の拘束力や強制力がなく、放置又は様子見されている。 ・「ABS指針」の普及が未だ十分ではない。	IRCCのコンフィデンシャル部分が公開しなくてもいいことになっており、そのコンフィデンシャル部分が大きいわけではないか。(有識者/ヒアリング)	—		報告件数が少ない要因の可能性 ・IRCCのコンフィデンシャルが大きい ・普及啓発が必要(例えば個人育種家なども含む) ・報告に対するインセンティブの例(海外での利用国措置に対するインセンティブの例) ・IRCC発給の見落とし(環境省からのリマインドを含めたりマインドの仕組みの検討やABSCHのシステムの運用改善提案)
		—	「取得かつ輸入者」に限定していることは、どのくらい影響しているのか?(磯崎座長)		
		—	報告件数が少ない要因として、一般論として例えば以下の可能性があると考えている。1点目と3点目については、周知啓発活動を継続的に行う必要があると思う。(井上委員) ・まだ十分に、「ABS指針」の周知や正しい理解が、進んでいない。 ・「ABS指針」の報告対象が限定的であることから、報告対象に該当していない(現行指針上問題ない)。 ・国ごとの提供国措置やPIC発給プロセスの態様や、遺伝資源の取得・持ち込み経路の態様が多様で、報告対象となるかどうかでグレーゾーンが生じている。		
		—	遺伝資源関連企業への説明・啓蒙先に漏れはないか? JBA等大きな団体に加盟している企業は比較的情報が入りやすいが、それらに所属していない企業、研究者は情報が入りづらいと思うので、継続して普及啓蒙は必要だと思う。(小関委員)	個人育種家の方々が海外の遺伝資源にアクセスする機会は少ないと思うが、こうした方々へのABS指針の正しい理解や普及啓蒙が行えていないのではないか(小関委員)	
		—	報告に対する何らかのインセンティブ。他国の例はないか?(小関委員)		
		—	適正な手続きで取得した遺伝資源にIRCCが発給されたという情報が利用者に来ない可能性もあり、見落とされている場合もあるのではと推測する。(深見委員)		
		—	IRCCの発給に至った場合でも、利用国(日本)の発給対象者の研究者がそのことを即時的に知ることは難しい。発給元の国の政府や共同研究機関から発給対象者にIRCCが発給されたことの連絡が来るとは限らないし、発給されても気がつかないことは往々にしてあると考えられる。ABSCHのホームページが非常に分かりづらくて、一つ一つIRCCの中身を開いて見てみると、自分が発給対象なのかどうかさえ分からないからである。よって現実的な対応として、IRCCが発給されたことが研究者の所属機関に即時的に「リマインド」されるような仕組みを作ることが必要である。環境省が発給されたIRCCを定期的にモニタリングしているのであれば、是非、環境省から発給対象の日本国内の研究機関(連絡先は、IRCCに記載されている)に即時的にリマインドして欲しい。そうすれば、自ずと両者の乖離は縮小されていくだろう。(村上委員)	IRCCが発行されたということが利用者側に分からないことが結構ある。気がつかなくて遵守していないというようなことが起こり得るので、そこはぜひ注意していただきたい。自分に対して発給されたら連絡が来るといったようなシステムなど働きかけていただけたらうれしい(村上委員)	
		—		ABSクリアリングハウスの運用について、環境省の方でもう一度整理をした上でCBD事務局に投げかけていただけたらよいのではないか。IRCCが発行された時点と、それを受けて、利用国側の当局がチェックポイントコミュニケに登録するといった辺りも整理した上で動いていただけたらよいのではないかと(井上委員)	

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
		—	(論点2-1)と同じ意見だが、現状での比率を議論するのは時期的に少し早い気がする。IRCC発給件数が増加し母数が大きくなった段階で、この議論を深めてはどうか。(川口委員)		今後件数が増加してからこの議論を深めてはどうか。
		—	当日資料、資料5のP4の各国の様子をみて、日本だけが極端に少ないわけではないが、また、さらなる調査は必要とおもいます。 今後の対応として調査案としては、(もうすでに実施済みであればもうしわけありません)(鈴木委員) (案1)IRCC登録者に直接連絡をして申請がない理由を個別に聞く。そもそもABS指針対象外ならしかたがない。 (案2)遺伝資源を取り巻く状況が似ているドイツ、オランダ、英国のNFPと被発給IRCCの数とCPCの差がなにか、議論を行うことで、より深い理解が進むと考えられる。同時に、なぜ、CPCを行う意義(ルールで決まっている理由ではなく)について関係者で共有が必要と思われる。関連するABS-CHの議論の状況を委員にご報告いただくと助かる。CPCにいたるものを将来トレーサビリティをつける意見が出る可能性もあるため、長期的なCPCに関する考え方の整理が必要である。		今後の更なる調査の可能性。 ・IRCC登録者へのヒアリング ・ドイツ、オランダ、英国のNFPとIRCCとCPCの差に関する議論。 ・CPCの意義の共有とCPCに関する今後の国際的な議論への対応。
		—	議定書上、個別の遺伝資源の国境を越える移動に対して制限がないので、制度としての議定書の限界ではないか。(須藤委員)		そもそも該当件数が少なく、問題は生じていない。
		—	前述の様に、アカデミアへの提供については、現地のカウンターパートが居て、そこから提供されるパターンが多く、その際に、IRCCの発行等の手続きが回避されるので、アカデミアにおいて、件数としては少ないと思われる。(深見委員)		
		—	製薬業界内では、指針との対象となる事案がほとんどなく、ABS指針の対象となる海外遺伝資源等へのアクセスと利用が病原体等一部の例外を除き長期的に亘り敬遠されており、結果として、ABS指針の認知度が低いのではないかと推察されるが、仮に認知度が低いとしても特段の問題は生じないと推測される。(藤井委員)		
		—	報告するべきものが意図的に報告されていないと言うことは、基礎科学分野ではないと思っている。(村上委員)		

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
	【論点3】 現行指針によるガイダンス内容に追記、改善が必要な点はあるか。	ABS指針の適用除外として掲げている議定書適用外遺伝資源等のうち、いわゆるコモディティ(ABS指針第1章第3、1(6))について、遺伝資源の利用を目的として国内で購入する場合には適用除外に抵触し、抵触時の取り扱いについてABS指針の見直し又は「ABS指針に関するQ&A」での注意喚起の記載を検討する必要がある。(有識者/ヒアリング)	—		「ABS指針に関するQ&A」に、コモディティを遺伝資源利用することとなった場合の注意喚起、対応等について記すのが良い。 ・コモディティのほか、動物園の動物など類例を含む検討も必要。 ・「国の仕組みの中で扱えること、言えること」と、「個別の案件への対応」は分けて取り扱いたい記載を検討すべき。
		—	ABS指針第1章第3、1(6)に該当しない場合は、どうなるのかを記す必要がある。(磯崎座長)	(ABS指針第1章第3、1(6)に該当しない場合は、どうなるのかの記載について)ガイダンス的に注意しなければならないという内容を書くのが次善の策ではないか。このスライド(第2回検討会)のまとめ方も、大体そのような方向になっていると思う。(磯崎座長)	
		—	コモディティの扱いについてはステークホルダーの遵法意識から関心の高い事項と考える。取扱い方法について明記しても良いと考える。(川口委員)		
		—	ABS指針第1章第3、1(6)「一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの」コモディティに関しては、明確な回答がないが、今回の検討会で、一定の議論及び一定の見解を出すことは必要と考える		
		—		動物園にいる動物なども、もともとは遺伝資源として持ちこまれたものではない例であるので、こうした点も含めかなり幅広い範囲で今後検討をしていただければと思う。(石田委員)	
		—	分類・生態学分野では、海外から非研究目的(食品、ペット、観賞用など)で輸入された遺伝資源は基礎研究に使わないことが原則に既になりつつある。しかし、その考え方が日本国内で完全に受け入れられているわけではなく、そのため私たちが受けるABSに関する相談の少なからずが、非研究目的で取得された遺伝資源の研究利用が可能かどうかに関することである。(村上委員)		
		—		「国の仕組みの中で扱えること、言えること」と、「個別の案件への対応」は分けて考えた方が良く考える。これは、CBDにも名古屋議定書にも、コモディティに関する明示的な規定はなく、グレーな部分であるため。また、国によっては、コモディティの取扱いについて、ABS国内法令等で規定している国もある。このような位置付けのコモディティに関し、「国の仕組みの中で扱えること、言えること」は、次のようなことまでかと思う。 ・名古屋議定書第16条:ABS国内法令等の遵守 ・ただし、一旦、日本に入ったコモディティに対しては、提供国のABS国内法令等は直接及ばない。 ・ABS指針第1章第3の1「議定書適用外遺伝資源等」で既に、国が言っていること。また、それに関連しパブコメ回答で国が言っていること。 それ以上は、ケース・バイ・ケースの「個別の案件への対応」で対処するしかなく、リスクとそれを回避するためのコストとのバランスで、当事者自身が判断するしかない問題だと思う。 当事者自身が判断するための判断材料として、それぞれの案件に関する、国内法令等の状況や想定されるリスク等については、JBA等が相談にのることも可能。(井上委員)	

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
		—	特にないと考えている。上記有識者からの意見に関しては、JBAと経済産業省が作成した「遺伝資源へのアクセス手引～国内手続き編～」を、もっと活用していただければよいと思う。 なお、現在の「遺伝資源へのアクセス手引～国内手続き編～」では、環境大臣への「報告」及び「情報提供」は、「書類提出」を前提としており、「電子申請」に関する解説が十分ではない。このため、環境省と経済産業省及びJBAが協力して、改訂作業を行ったら良いのではないと思う。(井上委員)		この事例においてはJBAと経済産業省が作成した「遺伝資源へのアクセス手引～国内手続き編～」を、もっと活用していただければよい。
		—	この点は、アカデミアに特に多く、コモディティで輸入された生物資源を、例えば、ペットショップで購入し、それを材料に遺伝資源利用に用いる例が多く、その対応が結構最近多くなった。この場合、提供国への再取得の手続きを行うことにしているが、その手続きが不明確であったり、国内法が明確で無い場合がある。インドでは、無許可で持っていった物について、新たに申請できる救済措置があるとNBAで聞いたが、その法令の英語版もインド版も見当たらないし、連絡しても送ってくれない。注意喚起は必要であるが、アカデミアではどうしても無い場合があるので、慎重な注意喚起方法が望まれます。というも、コモディティ(生物資源)を遺伝資源で利用する場合の提供国の手続きについては、提供国での再申請の必要がある場合や、それに対する提供国のルールが無い、明確でないことがあるので、日本国内で現地国内法による所謂違法利用ですと言われてしまうと、アカデミアとして混乱する。例えば、遺伝学的多様性を調査するような場合、利益などは発生することもなく、且つ、環境を破壊しているわけでもないのに、その論文がNGOのターゲットになる可能性も低いのではないと思う。放置することは良くないが、ある程度の「お見逃し」も必要かも知れない。この点については、国が団体の方針・指針が必要かも知れません。(深見委員)		コモディティを研究に利用する場合、提供国への再取得の手続きを行おうとしても、該当する手続きが無い、不明確であるなど困難な場合もあり、日本のユーザーとして対処できない場合は違法利用であると指摘されると混乱する。国が団体の方針・指針が必要かも知れない。
		—	例えば、Q&AのQ2-11のケースでのYはQ1-1、Q1-2にも該当するのかわりに、よくわからない。このケースで、Yからさらに国内のZに遺伝資源が提供された場合についても、ZはQ1-1、Q1-2に該当するのかわりに不明。(国内のex situ collectionから提供される海外産遺伝資源について利用者は何をすべきか不明。)たとえばドイツでは、ドイツから提供されるドイツ原産以外の遺伝資源については原産国の法律に従うとされている(“Ex situ access to genetic resources via a collection located in Germany may, on the other hand, be linked to rights of the provider country where they were collected in situ.” 2019年のBfNウェブサイトの記載です。現在そのサイトがどこにあるかわかりません)。このような場合など、判断に迷う点はいくつもある。(石田委員)		国内のex situ collectionから提供される海外産遺伝資源について利用者は何をすべきか不明。(ドイツの場合は原産国の法令に従うとされている。)
		—	論点1で記述したようにすでに施行通知に記載されている。「なお、我が国以外の国において遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を取得する場合には、本指針の遵守とは別途、当該国の法令を遵守する必要がある旨留意されたい」の文章を、本文に追加いただきたい。(鈴木委員)	(提供国法令遵守の必要性を指針本文に追加すべきとの意見について)ガイドライン等を含めた全ての法令が、主権の範囲内の事柄については、それぞれの主権を有しているもので、個々の法令の中で特出しすると、ほかの法令との違いが目立ってしまう。ほかと違って、「特に」というニュアンスが出てきてしまう。そういうこともあって、本文の中では取り扱わないというのが通常の扱い方であるため、この場合もそれに従うことではないか(磯崎座長)	施行通知に記載されている。「なお、我が国以外の国において遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を取得する場合には、本指針の遵守とは別途、当該国の法令を遵守する必要がある旨留意されたい」の文章を、本文に追加いただきたい。 ⇒指針を含む法令では、主権の範囲内の事柄は当該国の管轄下にあるのが前提で、特出しすると他の法令と異なるニュアンスを想起するので指針本文では取り扱わないのがよい。
		—	現行指針によるガイダンス内容については、関係者が指針に抵触することがないよう、今回の検討による見直し内容も踏まえ、一層分かりやすいものとしていくことが重要だと考えます。(犬塚委員)		ガイダンス内容は一層わかりやすいものとしていくことが重要。
		—	特にありません(小関委員)		特になし。
		—	特になし。(須藤委員)		
		—	特に課題等も無く、追記・改善等は必要はないと考える。(藤井委員)		

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
ABS指針による奨励措置について	<p>【論点1】 ABS指針第3章第1、第2及び第3に掲げられている下記の奨励措置に係る取組は促進されているか。奨励措置に改善点はあるか。促進するために必要な対応はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内遺伝資源の提供者が利益配分を求める場合における公正・衡平配分契約の締結 ・国内遺伝資源の利用者が利益配分を求められる場合における公正・衡平配分契約の締結 ・提供国法令が適用される海外遺伝資源等の利用者が利益配分を求められる場合における公正・衡平配分契約の締結 ・上記の契約条件に、諸条件の実施に関する報告の義務その他の情報の共有のための規定を含める ・国内遺伝資源の提供者・利用者、提供国法令が適用される海外遺伝資源等の利用者による利益の生物多様性保全・持続可能な利用への充当 <p>⇒国内遺伝資源に関しては、利益配分契約を締結するケースが少ない。 ⇒海外遺伝資源に関しては、PIC取得、MAT設定過程を通じ、各事例に応じた利益配分契約が締結されている。</p>	<p>これまでのヒアリング等で得た意見・見解</p> <p>国際社会でABSの趣旨を実現していく広い観点から、ABSによる生物多様性保全への貢献のあり方を議論していく必要がある。そのためには、ABSを既存の保全関係施策やプログラムと結び付けて、実際の保全に貢献する事例を形成する必要がある。(有識者/ヒアリング)</p> <p>企業や研究者がABSを認知し、対応していく前提として、ABSをより広く一般の人に身近なことから伝え、社会全体で自然に受け入れられている土壌を形成する必要がある。(有識者/ヒアリング)</p>	<p>第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>公正・衡平な契約は、遺伝資源ABS以外の分野においても必要である。公正取引・優越的地位の乱用禁止・弱者保護・CSR・SDGsなどにも、同じことは含まれているため、広範・相乗的な取組の奨励が効果的である。(磯崎座長)</p> <p>我が国における提供国措置の検討と合わせて、内容等を精査していく必要があると考えます。(犬塚委員)</p> <p>いずれの取組みも促進されていない(推測)。いずれの取組みも業界別に働きかけを行うのが良いと思う。</p> <p>遺伝資源は、第三者が利用する可能性があるということを常に意識してMATを作成する必要がある。(石田委員)</p> <p>誰が遺伝資源利用の受益者となるかは指針内での例示が必要かもしれない。(石田委員)</p> <p>利益を希求する民間事業者にとって、情報共有には慎重にならざるを得ない立場にあるとすると、その上で情報共有の動機付けになる仕組みが必要と考える。(川口委員)</p> <p>国内遺伝資源の提供者と利用者の公正・衡平な利益配分契約の締結については、ガイドライン的な利益配分の数値があれば締結しやすいのでは(例えばブラジルの1%など)ないか。何かしらのガイドラインがあれば、海外交渉にも利用でき、ABS指針の奨励措置が促進されると思う。(小関委員)</p> <p>我が国の国内措置ABS指針は、簡易・明確な設計の申請・対応方式と、適法取得の奨励措置のセットとして、現行の方式が我が国の状況ではベストな組み合わせと考える。奨励措置自身については、広い啓発活動と具体的な支援が重要と考え、日々活動を行っている。今後、さらに、現行の基本方式が的確であることを示すために、いくつかエビデンスを取得する必要があると考える。その一つとして、たとえば、我が国が行っている遺伝資源提供国への非金銭的利益配分についての明確化、可能な限りの定量化などが必要である。さらに、途上国に対する直接的および間接的な能力開発に関する奨励も必要である。また奨励措置を実施している事実を国際的に周知することも必要である。(鈴木委員)</p>	<p>第2回検討会の委員からの意見(概要)</p>	<p>意見の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正・衡平な契約を奨励していく上で有効なポイント ・遺伝資源ABS以外の分野(公正取引・優越的地位の乱用禁止・弱者保護・CSR・SDGsなど)においても必要であり、広範・相乗的な取組の奨励が効果的 ・業界別に働きかけを行うのが良い ・第三者が利用する可能性があるということを意識したMAT作成の必要性 ・誰が遺伝資源利用の受益者となるかの例示 ・民間事業者における情報公開の困難さを踏まえた上で情報共有の動機付けの仕組みの検討。 ・ガイドライン的な利益配分割合の数値の明示。 ・我が国が行っている遺伝資源提供国への非金銭的利益配分についての明確化、可能な限りの定量化 ・途上国に対する直接的および間接的な能力開発に関する奨励 ・奨励措置を実施している事実の国際的な周知

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
		—	国内の遺伝資源については、提供側は金銭的利益配分よりも、共同研究の成果としての論文発表などが価値があると考えられているからではないか。(須藤委員)		事例が少ないことについて違和感はなく、ケースバイケースで対応していくことで問題無い。
		—	最近では、提供国法令に具体的な利益配分の率が記載されていることが多く、CNAが契約内容を確認して、利益配分率をチェックすることが多いと認識している。(須藤委員)		
		—	前述のように、アカデミアでは、論文の共著が一番多い(非金銭的)利益であり、知財が発生すれば共有としているので、北半球でのMTAとあまり変わらない。それ以上の利益配分が必要なのか？と研究者は理解している傾向にある。それは是正すべきと思っており、自分の課題としても受け止めている。企業の場合は、十分に共同で開発する場合配慮していると思われ、特に環境保全や継続的利用については、配慮しない企業の方が少ないと思う(思うだけでデータはありません)。但し、現地内での利益配分については不明瞭な部分もあり、政府機関を含めた議論も必要かも知れません。現地で、ある植物に有効成分が見いだされ、現地企業とその木の売買とその地域に住む住民の権利やTKがあればその権利に対する利益配分が見えない部分もあり、注意が必要だと思います(現在の共同研究の成果の社会実装の課題)。よって、利益配分はケースバイケースが多く、また、企業に十分な知識もあると思われ、改善の必要はないと思う。(深見委員)		
		—	この論点が私にはよく分からない。基礎生物学分野で、海外の遺伝資源提供者への利益配分として、科学分野ではあるまじきギフト・オーサシップが横行しているのは問題であるが、基礎科学分野では配分できる利益が共同発表者にするくらいしかないので、やむを得ない状況である。(村上委員)		
		—	指針の対象がほとんどなく、回答困難。(藤井委員)		
		—	特に、コメントなし。(井上委員)		特になし。

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
	<p>【論点2】 ABS指針第3章第4及び第5に掲げられている下記の奨励措置に係る取組は促進されているか。奨励措置に改善点はあるか。促進するために必要な対応はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝資源利用関連業界等の団体による分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形の作成及び更新 ・遺伝資源利用関連業界等の団体によるABSに関する任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の作成及び更新 ・上記の契約条項ひな形や行動規範・指針・実例・基準の利用促進 <p>⇒行動規範・指針類は、産業界は(一財)バイオインダストリー協会、学术界は国立遺伝学研究所ABS学術対策チームを中心に提供され、普及活動が行われている。</p> <p>⇒分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形は、学术界は国立遺伝学研究所ABS学術対策チームにより参考例(見本集)が提供されているほかは、あまり作成が進んでいないと思われる。</p>	—	大学独自のMAT雛形の利用が引き続き行われているのではないかと(推測)。契約書を定形化しすぎると実態に合わない条項を含んだまま締結されてしまうことはよくあり、そのような契約の存在が、契約を形式的な作業に過ぎないと感じさせる風潮を生んでいる。定型化よりも、実態に即したMAT作成能力構築を行うほうが長期的には良い。また、MATの中でABS部分とその他の部分は不可分であり、縦割りにならない総合的な契約書作成が望ましい。(石田委員)		実態に合った契約書の締結のため、定型化しすぎない方が良い。
—		提供国各国で、求める条件が異なるので、共通のひな形を作成するのは難しいのではないかと。(須藤委員)			
—		アカデミアでは、個人的に海外遺伝資源利用のための契約書雛型を作りましたし、相談があれば、その雛型ベースで支援をしています。(深見委員)			アカデミア、JBAではひな形を整備(※ただし、準拠を求める性質ではなく参考事例として提供)
—		「分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形」については、産業界でもJBAが、H29年度の経済産業省の受託事業報告書(「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係わる基盤整備(生物多様性総合対策事業)」委託事業報告書)にまとめています。以下のURLにあるPDFの p.109～246です。 https://www.mabs.jp/archives/reports/index_h29.html (井上委員)	必ずしも「これに従いなさい」という意味でのひな型ではない」という点を付け加えておきたい(井上委員)		
—		必要があればJBAを利用することを推奨している。(藤井委員)			
—		基礎科学分野では、十分に促進されていると思う。(村上委員)			
—		ITPGR締約国において運用されているSMTAを利用した取扱いにおいては、任意の拠出金での利益配分の仕組みがあるが、事例としては不足している。(川口委員)			ITPGRFAにおける利益配分に関する事例は不足。
—		最良の実践例の収集を行うのが良い(政府の仕事というよりも業界ごとの仕事)。(石田委員)			実践例収集は業界ごとに行うのが良い。その際、遺伝資源自体のメタデータを後続の利用者に継承していくことが重要。
—		我が国における提供国措置の検討と合わせて、内容等を精査していく必要があると考えます。(犬塚委員)			必要な奨励措置を目指す上で、戦略の検討ができる場を作ることが必要。
—		どのような奨励措置がより必要なのか、具体的なALL JAPANとしての戦略のさらなる検討が必要であろう、そのような場所を作ることが必要である。(鈴木委員)			
—	主務大臣による国内遺伝資源取得書類の担当機関が不明なので、相当機関(例えばNITE)があれば適宜紹介できる体制があれば助かる。(小関委員)			国内遺伝資源取得書類の発給機関について紹介できる体制があると良い。	

検討分野	論点	これまでのヒアリング等で得た意見・見解	第1回検討会及び会議後の委員からの意見(ママ)	第2回検討会の委員からの意見(概要)	意見の要点
その他(追加すべき論点や、その他全体を通じたご意見・コメント等)	-	-	<p>奨励措置と関係するが、そもそも、MATの取り扱いが大学では不十分。大学事務が確認作業を行う契約締結時は良いが、その後の遺伝資源利用中／契約終了後の履行事項などは無視されていることが多々あるのではないかと(推測)。このような状況により、実際の遺伝資源自体の取り扱い(例えば第三者提供など)とMATの内容に矛盾が生じることになる、という研究機関側のマネージメントの問題もある。(石田委員)</p>		
			<p>ABS指針が遺伝資源利用規制において限定的な効果しかないことは仕方がない面もある。政府が集約的に規制をおこなうというよりも、業界ごとに行うのが現状では現実的な改善策だと思われる。実践例の共有と同様に重要なのは、遺伝資源自体のメタデータを後続の利用者に継承していくことであり、その点において指針上で奨励の程度を強めるのが良いと思う。このような情報継承は、ステークホルダーのヒストリー記録でもあるから翻って国産遺伝資源の海外提供における利益配分契約も行いやすくなると期待できる。(石田委員)</p>		上記に統合。
			<p>国内の遺伝資源の利用については、今回検討を行う提供国措置と利用国措置の整合がとれるようにしていく必要があると考えます。(犬塚委員)</p>		
			<p>名古屋議定書の実施状況とABS指針に関しての運営状況について、今後定期的(5年程度)の実施のモニタリングと必要に応じて見直しの必要性の検討も含めた検討会などが必要と考える。(鈴木委員)</p>	<p>今回の5年以内の指針見直しを超えて、定期的にこういった会や、どんな奨励措置が必要かということを戦略的に話す場をつくっていただきたい(鈴木委員)</p>	
			<p>ABS指針にある我が国の「利用国措置」は、名古屋議定書の規定に照らしても過不足がなく、利用者に過度な負担を求めない、優れた措置である。このため、その内容の妥当性や運用状況については、拙速に評価するのではなく、今後も十分に時間をかけて行ってほしい。(井上委員)</p>		
			<p>ただし、ABS指針の位置付けや内容等が、必ずしも十分に正しく理解されているとは言えないケースもあるので、その周知や啓発活動には、さらに積極的に取り組んでほしい。</p>		
			<p>ABS指針対応の負担は今後増えていくと想定するが、遺伝資源の保全と継続的利用を担保する上で必要な措置として取り組む。(川口委員)</p>		
		<p>環境省と関連省庁(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)間のABS指針はじめ遺伝資源関連の情報交換について、どのような体制で行われているのか、機会があれば教えてほしい。(小関委員)</p>			